厚木市未来へつなぐ健康づくり条例骨子に対するパブリックコメント手続実施結果について

１　意見募集期間

令和８年８月３日（月曜日）から令和８年９月２日（水曜日）まで

２　意見の件数等

（1）　意見をいただいた人数５人

（2）　意見の件数５件

（3）　案に反映した意見の数０件

３　意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
１　こころの健康づくりの推進に関する基本的施策について			
1	厚木市未来へつなぐ健康づくり条例の骨子 13 心の健康づくりの推進に関する基本的施作について市の考え方を見ますと、ウ前の２号に掲げるもののほか、こころの健康づくりを推進するために必要な施作は、具体的な取り組みについては、健康食育あつぎプランの中で示してまいります。となっております。そこで、「令和８年度厚木市健康食育推進協議会」の第１回会議録協議会のメンバーを確認しますと、子ども分野の養護教諭等の参加はありますが、青年期から壮年期のこころのことを考えられるメンバーが私には、確認出来ません。そうしますと、この厚木市の施作はどのようにつくられるのでしょう	本条例は、本市の健康づくりの土台として、普遍的な方向性を示す基本的な条例となるものです。 そのため、御意見をいただきました精神障がいがある方や引きこもりの方への支援、補助金の見直しなど、具体的な施策やそのための財政措置については条例に示さず、それぞれ専門とする部署で検討し個別の計画等に示して取り組むことで、条例の目的が具現化できるものと認識しております。 各施策の推進に当たっては、厚木市健康食育推進協議会で審議をしておりますが、同協議会のメンバーについては、幅広い御意見がいただけるよう、多様な分野に関係する団体や機関か	―

	か？と言いますのは、先日、障害福祉の施作の意見交換会に参加させて頂きました。その中でも、障害区分の中でも、精神障がい者の増が大きいとの報告が有りました。私は、今までの仕事の関係上、他市の状況も知る事が有りましたが、厚木市内で「精神障がいを含めた生きづらさを抱えておられる方」へのボランティア組織や、いわゆる「引きこもり」の方々や、そのご家族を支える会などが、他の市町村と比べて少ないように感じています。また、私は昨年、市開催のゲートキーパーや認知症サポーター研修会に参加させて頂きました。その場で継続活動できるような組織化をとの声が上がりましたが、残念な事にその実現への取り組みは、「現在は出来ない」と担当者から断られました。この施作や「健康食育あつぎプラン」の成り立ちを確認してみますと、県の施作かながわ健康プラン21（第3次）からのつながりのようですね。その内容、国の医療計画、地域包括ケアシステムの中に「精神疾患にも対応した地域包括ケアシステム」の必要性が提唱されもう直ぐ10年になります。以上のようなこ	らの推薦により選定しているところです。 いただいた御意見は、今後の協議会運営の参考にさせていただくとともに、個別の施策等については、関係部署に共有させていただきます。	

	とを勘案しますと、この課題は、形だけの施作にしないで、厚木市民が安心して暮らせる施作を早急に具体的計画を立てていく必要があると痛感しています。そして立てた具体的施作は、この条例に入れてください。施作が立てられない事には、財政処置は成り立ちません。私は、いわゆる「引きこもり」の方々が、直ぐに自立できるように引き出すことを求めているのではありません。色々な状況下で、身の安全を確保するためには、引きこもらざるを得なくなっている人が多いと言われています。いきなり就労支援といった形でなく、先ずは、外に出ても安心安全な場があると思えるような「居場所づくり」を当事者の方々と共に作れるような施作を財政処置を含めて施作化してください。 　また、従来からある、障がい者の居場所となる地域包括支援センターへの補助金は、10 年以上前と変わらないと言われています。これらも安心して活動が広げられるような、財政処置も施作化して下さい。施作に上がって来なことは、財政処理が出来ないと思います。今後の数年間の施作で		

	す。他回しにしないで下さい。 　他にも思いは色々有りますが、今回の私の提案は、施作動き出した時に、自分での活動可能と判断出来る部分に留めました。宜しくお願い致します。		
２　その他			
２	バス停の事でお願いしたい。神奈中に直接お願い出来ませんので厚木市からお願いして欲しい。毛利台団地と毛利台入口の間に作って欲しい、足の悪い方が増えて困っています。	いただいた御意見につきましては、関係部署に情報共有させていただきます。	―
３	毛利台１丁目から毛利台団地のバス道路中間に停留所の設置を要望します。		
４	肉体的及び精神的健全さを取り戻す為、参加させて頂きました。	これからも市民の皆様の健康づくりに寄与する取組を進めてまいります。	―
５	老人は健康第一　バス利用して　街歩き　カナちゃん手形の復活を　東京都みたいに	いただいた御意見につきましては、関係部署に情報共有させていただきます。	―

４　お問合せ先

（１）担当課名　　健康医療課

（２）連絡先　　（046）225-2174

５　結果公開日

令和８年 10 月５日（月）　公開

厚木市未来へつなぐ健康づくり条例の骨子

1 目的

この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、並びに市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市民の健康づくりを推進するために必要な事項を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

(1) 健康づくり　自らの心身の状態等に応じた健康の保持及び増進を図るための主体的な取組をいいます。
(2) 事業者　市内で事業活動を営む者をいいます。
(3) 地域団体　市内において活動を行う団体であって、営利を目的としないものをいいます。
(4) 保健医療関係者　保健医療に関する専門的な知見を有し、市民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものをいいます。
(5) 教育機関等　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいいます。

3 基本理念

(1) 自らの健康は自らつくることを基本として、市民一人一人が健康づくりへの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態等に応じた健康づくりを継続的に行うこととします。
(2) 市、事業者、地域団体、保健医療関係者及び教育機関等が連携を図りながら協力し、誰一人取り残さない健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組むこととします。

4 市の責務

(1) 市は、３に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び計画的に実施するものとします。
(2) 市は、健康づくりへの気運の醸成及び健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めるものとします。
(3) 市は、健康づくりの推進に資する情報を収集するとともに、当該情報を市民等に対して提供するものとします。

5 市民の役割

(1) 市民は、基本理念に基づき、自らの健康は自らつくることを基本とし、健康に関心及び理解を深めるよう努めるものとします。
(2) 市民は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つとともに、特定健康診査、がん検診、歯科健康診査その他の健康診査の定期的な受診等により、自らの健康状態を把握し、継続的に健康づくりを行うよう努めるものとします。

6 事業者の役割

(1) 事業者は、従業員の健康に配慮するとともに、従業員が健康づくりを積極的に行うことができる職場環境の整備に努めるものとします。
(2) 事業者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

7 地域団体の役割

地域団体は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

8 保健医療関係者の役割

保健医療関係者は、市民が健康の保持及び増進を図るために必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに資する情報の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとします。

9 教育機関等の役割

教育機関等は、乳幼児、児童、生徒及び学生に対する健康教育等を通じて、健康づくりの推進に努めるものとします。

10 健康づくりの推進に関する計画

(1) 市長は、健康づくりの推進に関する施策を実施するための計画（以下「健康づくり計画」という。）を策定するものとします。
(2) 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。
　ア 健康づくりの推進に関する基本理念と基本目標
　イ 健康づくりの推進に関する数値目標
　ウ 前２号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
(3) 市長は、健康づくり計画の策定に当たっては、市民を始めとする関係者から広く意見を聴くものとします。
(4) 市長は、健康づくり計画を策定したときは、その内容を速やかに公表するものとします。
(5) 前２項の規定は、健康づくり計画の変更について準用します。

厚木市未来へつなぐ健康づくり条例の骨子

11 健康づくりの推進に関する施策

市は、次に掲げる事項に関する施策を積極的に推進するものとします。

ア　身体の健康づくりに関すること。
イ　こころの健康づくりに関すること。
ウ　歯及び口腔の健康づくりに関すること。
エ　前３号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要なこと。

12 身体の健康づくりの推進に関する基本的施策

市は、11 健康づくりの推進に関する施策の（１）に規定する身体の健康づくりについて、次に掲げる施策を実施するものとします。

ア　食育に関する施策
イ　身体活動及び運動習慣に関する施策
ウ　飲酒及び喫煙に関する施策
エ　生活習慣病の予防に関する施策
オ　がんの予防及び早期発見に関する施策
カ　前各号に掲げるもののほか、身体の健康づくりを推進するために必要な施策

13 こころの健康づくりの推進に関する基本的施策

市は、11 健康づくりの推進に関する施策の（２）に規定するこころの健康づくりについて、次に掲げる施策を実施するものとします。

ア　こころの健康に関する教育及び啓発活動に関する施策
イ　こころの健康に関する相談及び支援に関する施策
ウ　前２号に掲げるもののほか、こころの健康づくりを推進するために必要な施策

14 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的施策

市は、11 健康づくりの推進に関する施策の（３）に規定する歯及び口腔の健康づくりについて、次に掲げる施策を実施するものとします。

ア　むし歯、歯周病その他の歯科疾患及び口腔機能の疾患の予防に関する施策
イ　オーラルフレイル（心身の機能の低下を招くおそれのある口腔機能の虚弱な状態をいう。）の予防及び対策に関する施策
ウ　全世代にわたる定期的な歯科医療機関の受診及び歯科保健指導の活用促進に関する施策
エ　歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に対する歯科口腔保健に関する施策
オ　前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

15 協議会

(1) 市は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市健康食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとします。
(2) 協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めます。

16 評価等

市長は、協議会の意見を踏まえ、５年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとします。

17 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

18 条例の施行日

この条例は、令和９年４月１日から施行します。（予定）

厚木市未来へつなぐ健康づくり条例の
骨子の解説

厚木市 健康こどもみらい部 健康医療課

Ⅰ　条例制定の考え方について

近年では、医療の進歩や生活環境の改善などにより、人生100年時代の到来が予想されるようになりましたが、生涯をいきいきと豊かに暮らしていくためには、単に寿命を延ばすだけでなく、元気に自立して生活を送ることができる「健康寿命の延伸」が重要とされています。

本市ではこれまで、生活習慣病の予防や食生活の改善等に関する具体的な目標を掲げた「健康食育あつぎプラン」を策定し、市民の皆様の健康寿命の延伸に向けた様々な施策に取り組んできました。

これにより、健康への意識付けや取組の促進に関しては一定の効果が得られましたが、その一方、市民一人当たりの医療費が年々増加するとともに、平均寿命や平均自立期間にあっては、男女ともに県の平均を下回る状況にあります。

今後もより一層、健康づくりへの取組が必要になりますが、急速な少子高齢化の進行や疾病構造の変化、新興感染症の影響など、今日では健康を取り巻く環境が大きく変化しているため、年代に応じた生活習慣病の予防や「こころの健康」の保持など、時代に即した取組が求められています。

また、令和６年度にスタートした国民の健康づくりに関する計画「健康日本21（第三次）」では、「社会環境の整備と質の向上」を掲げており、誰もが自然に健康になれるまちづくりや職場づくりが必要とされています。そのためには、行政主体の取組や個人の努力だけでなく、職場や学校、医療機関など、地域社会全体で健康づくりを推進する機運の醸成が必要です。

これらを踏まえ、本市における健康づくりのビジョンを将来にわたって永続的に示し、市や市民、事業者などが一体となって健康づくりに取り組むことで、全ての市民が生涯にわたって健やかで心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指して、「厚木市未来へつなぐ健康づくり条例」を制定します。

Ⅱ　厚木市未来へつなぐ健康づくり条例の骨子

◎条例の名称
厚木市未来へつなぐ健康づくり条例

【市の考え方】

この条例の名称は、市、市民及び関係団体等が一体となって、地域全体で健康づくりを推進していくことを意味しています。「未来へつなぐ」と表現することで、全ての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指すという決意が込められています。

１　目的

この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、並びに市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市民の健康づくりを推進するために必要な事項を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とします。

【市の考え方】

「自らの健康は自らつくる」という意識を基本としつつ、市、事業者、地域団体等が手を取り合い、誰一人取り残さない健康づくりを推進する仕組みを整えます。市全体の取組を総合的かつ計画的に進めることで、全ての市民が生涯にわたって健やかで心豊かに暮らせる持続可能な社会の実現を目指します。

２　定義

(1) 健康づくり　自らの心身の状態等に応じた健康の保持及び増進を図るための主体的な取組をいいます。
(2) 事業者　市内で事業活動を営む者をいいます。
(3) 地域団体　市内において活動を行う団体であって、営利を目的としないものをいいます。
(4) 保健医療関係者　保健医療に関する専門的な知見を有し、市民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものをいいます。
(5) 教育機関等　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第７条第１項に規定する児童福祉施設をいいます。

【市の考え方】

(1) 「健康づくり」は、市民一人一人が、それぞれの状態に応じた活動を通して、心身ともに健康な状態を作り出し、高めていくことです。
(2) 事業者は、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指します。なお、事業活動は、営利目的であるか否かを問いません。
(3) 地域団体は、市内で公益的活動を行う団体で、自治会、こども会、老人クラブ、社会福祉協議会などの地域を基盤にした団体や、食生活改善推進団体などの健康増進に関する活動を行う団体等をいいます。
(4) 保健医療関係者は、保健医療に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等）を指します。
(5) 教育機関等は、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学など学校教育法に規定する学校と、保育所など児童福祉法に規定する児童福祉施設を指します。

ア 学校教育法に規定する学校：小学校、中学校、高等学校、幼稚園等
イ 児童福祉法に規定する児童福祉施設：保育所、認定こども園等

３　基本理念

⑴ 自らの健康は自らつくることを基本として、市民一人一人が健康づくりへの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態等に応じた健康づくりを継続的に行うこととします。

⑵ 市、事業者、地域団体、保健医療関係者及び教育機関等が連携を図りながら協力し、誰一人取り残さない健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組むこととします。

【市の考え方】

健康づくりを推進していく上での基本となる２つの考え方を定めています。

一つ目は、健康づくりは、市民一人一人が健康への意識を高め、自らの問題として継続的に取り組んでいくことが前提となることを明確にするとともに、自身の心身の健康状態やライフステージに応じた活動に自ら進んで継続的に取り組むことを定めています。

二つ目は、健康づくりに関わる様々な団体等の協働による取組に関するものです。健康づくりの推進は、個人の努力だけでは難しい側面もあり、一人一人の取組が継続できるように地域社会全体で支援する必要があります。そのため、多様な主体が相互に連携を図りながら協働して、全ての市民が健康づくりを実践できる環境の整備に努めることを定めています。

４　市の責務

⑴ 市は、３に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び計画的に実施するものとします。

⑵ 市は、健康づくりへの気運の醸成及び健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めるものとします。

⑶ 市は、健康づくりの推進に資する情報を収集するとともに、当該情報を市民等に対して提供するものとします。

【市の考え方】

健康づくりを推進する上での市の責務として３項目を定めています。

⑴ は、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施することを定めています。

⑵ は、市民等を始めとした健康づくりの気運の醸成に努めること及び誰もが健康づくりに参加できるよう環境を整えることで、健康づくりのきっかけや継続的な取組につながることが期待されることから、社会環境の整備に努めることを定めています。

⑶ は、保健医療に関する情報や統計データの収集等を行い、市民等に対して市ホームページ等において広く提供することを定めています。

５　市民の役割

⑴ 市民は、基本理念に基づき、自らの健康は自らつくることを基本とし、健康に関心及び理解を深めるよう努めるものとします。

⑵ 市民は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つとともに、特定健康診査、がん検診、歯科健康診査その他の健康診査の定期的な受診等により、自らの健康状態を把握し、継続的に健康づくりを行うよう努めるものとします。

【市の考え方】

ここでは、健康づくりに関して市民が果たすべき役割を２項目定めています。

⑴は、市民は、自分の健康は自分で整えるという意識を持ち、自分の健康に対し関心と理解を深めるよう努めることを定めています。

⑵は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つことは、病気の早期発見・早期治療につながることやアドバイス等を受け健康に関する正しい知識を身に付けることができるなど日常の健康管理において極めて有効です。かかりつけ医等（歯科・薬局）を持つことを推奨するとともに、健康診査や特定健診、がん検診、歯科健診などの法に基づく健（検）診の受診を通じて自らの健康状態を把握し、健康づくりに継続して努めることを定めています。

６　事業者の役割

⑴ 事業者は、従業員の健康に配慮するとともに、従業員が健康づくりを積極的に行うことができる職場環境の整備に努めるものとします。

⑵ 事業者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

【市の考え方】

事業者は、労働安全衛生法により快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じ、働く者の健康を確保する必要があるため、職場環境の整備に取り組むよう努めることを定めています。

例としては、従業員の健康診断等の受診の促進や受診後のフォロー等を行うこと、受動喫煙の防止措置を講じること、長時間労働や過度のストレスを予防し休暇の取りやすい職場の体制づくりなどが挙げられます。

また、事業者は、市等が行う健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めることを定めています。

７　地域団体の役割

地域団体は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

【市の考え方】

地域団体による健康づくりに関する取組は、市民にとって活動のきっかけになるとともに、身近に仲間ができることによる継続的な取組への効果が期待されるため、市民の健康づくりに資する活動に取り組むよう努めることを定めています。

８　保健医療関係者の役割

保健医療関係者は、市民が健康の保持及び増進を図るために必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに資する情報の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとします。

【市の考え方】

保健医療関係者は、保健指導、健康診査、検診、医療その他の保健医療サービスを市民がそれぞれの個人の状態に応じて適切に受けられるよう努めるとともに、それぞれの専門性に基づき、保健、医療に関する多様な正しい情報の普及啓発に努めることを定めています。

９　教育機関等の役割

　教育機関等は、乳幼児、児童、生徒及び学生に対する健康教育等を通じて、健康づくりの推進に努めるものとします。

【市の考え方】

教育機関等は、こどもたちの基本的な生活習慣や豊かなこころをはぐくみ、食育や歯・口の健康、飲酒・喫煙・薬物乱用防止に関する健康教育などを通じて、心身ともに健康な身体づくりの推進に努めることを定めています。

10　健康づくりの推進に関する計画

⑴ 市長は、健康づくりの推進に関する施策を実施するための計画（以下「健康づくり計画」という。）を策定するものとします。

⑵ 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

ア　健康づくりの推進に関する基本理念と基本目標

イ　健康づくりの推進に関する数値目標

ウ　前２号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

⑶ 市長は、健康づくり計画の策定に当たっては、市民を始めとする関係者から広く意見を聴くものとします。

⑷ 市長は、健康づくり計画を策定したときは、その内容を速やかに公表するものとします。

⑸ 前２項の規定は、健康づくり計画の変更について準用します。

【市の考え方】

本条例における健康づくりの推進に関する計画とは、健康増進法第８条第２項の規定により、市町村が策定する計画のことですが、具体的には、健康食育あつぎプランとなります。計画の策定や変更に当たっては、市民をはじめ、学識経験者や各関係団体等から広く意見を聴くことや内容を公表することを定めています。

11　健康づくりの推進に関する施策

市は、次に掲げる事項に関する施策を積極的に推進するものとします。

ア　身体の健康づくりに関すること。

イ　こころの健康づくりに関すること。

ウ　歯及び口腔の健康づくりに関すること。

エ　前３号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要なこと。

【市の考え方】

健康づくりの推進に当たり、「身体」、「こころ」、「歯及び口腔」の施策について、積極的に推進することを定めています。

12　身体の健康づくりの推進に関する基本的施策

　市は、11 健康づくりの推進に関する施策の（１）に規定する身体の健康づくりについて、次に掲げる施策を実施するものとします。

ア　食育に関する施策

イ　身体活動及び運動習慣に関する施策

ウ　飲酒及び喫煙に関する施策

エ　生活習慣病の予防に関する施策

オ　がんの予防及び早期発見に関する施策

カ　前各号に掲げるもののほか、身体の健康づくりを推進するために必要な施策

【市の考え方】

　健康増進法第７条第２項第６号に規定されている食生活、運動、飲酒、喫煙、生活習慣病の発症予防・重症化予防に関することや、がんの予防、早期発見等に関することなど、「こころ」、「歯及び口腔」に関する事項を除いた身体の健康づくりに関する６項目について定めています。

　なお、各施策の具体的な取組については、健康食育あつぎプランの中で示してまいります。

13　こころの健康づくりの推進に関する基本的施策

　市は、11 健康づくりの推進に関する施策の（２）に規定するこころの健康づくりについて、次に掲げる施策を実施するものとします。

ア　こころの健康に関する教育及び啓発活動に関する施策

イ　こころの健康に関する相談及び支援に関する施策

ウ　前２号に掲げるもののほか、こころの健康づくりを推進するために必要な施策

【市の考え方】

　こころの健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な要素であり、身体の健康にも大きな影響を与えることから、こころの健康づくりに関する基本的施策を別立てで定めています。市民の皆様により分かりやすく、その重要性を認識していただけるとともに、こころの健康づくりの推進に本市が積極的に取り組む姿勢を示すことになることから、このような形で定めています。

　なお、各施策の具体的な取組については、健康食育あつぎプランの中で示してまいります。

14　歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的施策

　市は、11 健康づくりの推進に関する施策の（３）に規定する歯及び口腔の健康づくりについて、次に掲げる施策を実施するものとします。

ア　むし歯、歯周病その他の歯科疾患及び口腔機能の疾患の予防に関する施策

イ　オーラルフレイル（心身の機能の低下を招くおそれのある口腔機能の虚弱な状態をいう。）の予防及び対策に関する施策

ウ　全世代にわたる定期的な歯科医療機関の受診及び歯科保健指導の活用促進に関する施策

エ　歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に対する歯科口腔保健に関する施策

オ　前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

【市の考え方】

歯と口腔の健康が生活習慣病の予防、その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことから、歯と口腔の健康づくりに関する基本的施策を別立てで定めています。市民の皆様により分かりやすく、その重要性を認識していただけるとともに、本市が歯科分野の健康増進に積極的に取り組む姿勢を示すことになることから、このような形で定めています。

なお、各施策の具体的な取組については、健康食育あつぎプランの中で示してまいります。

15　協議会

(1) 市は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市健康食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとします。

(2) 協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めます。

【市の考え方】

市は、本市の健康づくりの推進を図るため、この条例の運用状況の点検等を行う仕組みとして、厚木市健康食育推進協議会の設置について定めています。協議会は本条例の運用状況に関しての点検、審議等を行う機能を担うため設置するものです。

16　評価等

市長は、協議会の意見を踏まえ、５年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとします。

【市の考え方】

この条例の運用状況の評価、その結果の措置について定めています。

市は、この条例の運用状況について、本市の健康づくりを推進する観点から評価を行い、必要な措置を行うものです。市民の健康を取り巻く環境は、変化していることもあり、条例で定めている内容と実態が合わなくなることも考えられるため、定期的に評価を行い、条例の見直しも含め、必要に応じた措置を行うことについて定めています。

17　委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

【市の考え方】

この条例に規定する事項の他に、条例の施行に関し必要な事項がある場合は、別に定めることを規定しています。

18　条例の施行日

この条例は、令和９年４月１日から施行します。（予定）

【市の考え方】

厚木市未来へつなぐ健康づくり条例は、令和９年４月１日（予定）から施行します。